

※自動車検査証の住所変更・名義変更・姓名変更については、別途、運輸支局において手続きが必要です。

納税通知書送付先住所変更届

<p>現在所有されている</p> <p>車の登録番号 (奈・奈良・飛鳥ナンバー のプレート番号)</p> <p>※普通自動車を複数台 所有されている場合は すべてご記入ください。</p>	<p>(記入例) (奈良500せ〇〇〇〇、飛鳥530め〇〇〇〇) ※軽自動車・バイクの住所変更は市町村へご連絡ください。</p>
<p>フリガナ</p>	
<p>納税義務者 氏名</p>	<p>旧姓()</p>
<p>新住所</p> <p>(住民登録又 は法人登記 のある住所)</p>	<p>〒□□□ - □□□□</p> <p>※該当する場合はマンション等の棟・室番号、～方等も記入してください。</p>
<p>連絡先電話番号</p>	
<p>旧住所</p>	<p>〒□□□ - □□□□</p>

○すべての欄に記入してください。

納税義務者(納税通知書のあて名の方)の住民登録(法人の場合は法人登記)に異動があった場合のみ、納税通知書の送付先住所を変更することができます。

※複数台所有の場合は、同一名義のすべての車の住所が変わります。一部の車のみの変更はできません。